

平成 21 年 3 月 6 日

愛 知 県  
財団法人愛知臨海環境整備センター

平成 21 年 2 月 25 日付けの衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業の工期延長に係る質問については、以下のとおり回答します。

質問 について

工期延長の原因となった海底地盤の硬化は、想定していないものであったことから、その原因の究明、対応方法の検討に時間を要した。

県としては、アセックの調査や対策検討の状況を踏まえ、対応方針について責任を持って具体的に説明できる段階で、武豊町及び武豊町議会に報告させていただくことが最善と考えていた。

今後、事業の進捗に影響を及ぼす事例が生じた場合には、町当局に御報告した上で、町議会に報告させていただく考えである。

質問 について

今回の対策工は、「サンドコンパクション工法」を「二軸同軸式アースオーガ工法」に変更するものではなく、二軸同軸式アースオーガ工法により、工事の支障となる硬化地盤（高炉水砕スラグが固結したもの及び同スラグの影響で硬くなった地盤）を除去して土砂に置き換えた後に深層混合処理工を施工するものである。

二軸同軸式アースオーガ工法は、サンドコンパクション工や深層混合処理工と比べて負荷量が小さい。

環境影響評価では、環境影響が最大になる場合で予測評価していることから、対策工により評価が変わることはない。

質問 について

対策工については、各種工法を検討して最適な工法を選定し、9ヶ月という工期を導き出したものである。サンドコンパクション船は、今後の工事では使用しない。

平成 21 年度をもって名古屋港南 5 区及び衣浦ポートアイランドの 2 つの公共関与処分場が埋立終了になると産業活動や県民生活への影響も極めて大きいことから、県としては、補正予算により対策工事の資金を確保し、衣浦港 3 号地処分場の早期供用をめざして整備事業を着実に進めることとした。

衣浦港 3 号地処分場の供用開始までの間の産業廃棄物の処理については、排出事業者は自らの責任により処分先を確保し、適正処理する必要があるが、県としても、処分場に係る情報提供を行うなどの対応により、適正処理を推進していく。

名古屋港南 5 区処分場に関する情報については、アセックのホームページにおいて、許可内容や処理状況について公表している。現在のところ、平成 21 年 12 月まで埋立を予定しているが、できる限り延命できるよう努力していく。

質問 について

企業庁は当該箇所に鉄鋼スラグの存在の報告を受け直ちに当該箇所を施工した J V の幹事社に対し、事実関係の調査を依頼し責任追及を始めた。現時点で、当該工事を施工した J V の幹事社は、鉄鋼スラグがどのように搬入されたか経緯を調査中であるが、まだ、解明されてないとしている。

県としては、引き続き施工業者の責任を追及し、訴訟を見据えながら交渉を続けていくが、施工業者（J V の構成員）名の公表は、今後の求償交渉や訴訟への影響が懸念されることから慎重に取り扱うこととしている。

したがって、交渉状況等を踏まえて公表可能な段階になれば、J V 構成員全てを明らかにする予定である。

なお、新聞で一部の施工業者の具体名が示されたが、県が公表したものではない。企業庁の工事仕様書には、サンドコンパクションパイルに「砂」を使用することが明記されている。

企業庁は、使用する砂（材料）について、愛知県企業庁標準仕様書の規定に基づいて、適正に工事監督、検査等を行っている。

現場に搬入した砂については、累積 5000m<sup>3</sup>毎に 1 回の立会検査において、砂（材料）に異物の混入がないか外観の観察を行うとともに、その砂から採取した試料で粒度試験を行い、砂（材料）の確認を行っている。

しかしながら、施工業者は、一部に工事仕様と異なる材料を「砂」として使用したものであり、施工業者に責があると考えている。

質問 について

対策工は、深層混合処理工に支障となる硬化地盤を除去する目的で行うものであり、深層混合処理工自体は当初計画どおりに施工するので、耐震設計上の変更はない。

質問 について

アセックが行う硬化地盤の対策工実施に対する県の財政支援策は、以下のとおりであり、2月19日に開会した21年2月県議会へ議案を提出した。

平成 20 年度 2 月補正予算案

愛知臨海環境整備センター貸付金 4,072,323 千円

貸付条件は無利子で、償還期間は 2 年

対策工が必要となった全ての責任は、企業庁工事の施工業者にあると考えており、硬化地盤の対策工事に要する費用全額を求償し、アセックの貸付金の返済に充てる。